

2021 年 7 月吉日

利用者様、ご家族様 へ

医療法人白山会
白山通所リハビリテーション
管理者 寺澤利昭

「介護職員処遇改善加算」の追加のお知らせ

この度、当事業所において介護職員処遇改善加算の算定要件等が整ったことに伴い、2021 年 9 月より介護職員処遇改善加算を算定させていただくことになりましたので、お知らせいたします。

＜介護職員等処遇改善加算とは＞

介護職員が、介護の現場で働く環境整備と長く働いていただけるようにと厚生労働省が定めた制度になります。

職員の定着率の向上を目指し、かつ適正なサービス提供とこれまで以上の研修機会を設けることで、サービスの質を保つために取得させていただくこととなりました。

何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

算定内容： 介護職員処遇改善加算 Ⅲ

算定率： 所定利用金に 1.9%の上乗せ

対象者： 要支援、要介護認定を受けている方

算定開始： 2021 年 9 月 1 日 より

※介護保険支給限度額には含まれませんので、現在ご利用されている介護保険サービスの利用には直接影響はありません。

以上

※料金体制は別紙の通りとなります。

例：要支援 2 負担割合が 1 割 の場合：月額 86 円増。

要介護 1 負担割合が 1 割、1-2 時間 8 回利用の場合：月額 70 円増。

要介護 1 負担割合が 1 割、3-4 時間 8 回利用の場合：月額 79 円増。